

学研労協 NEWS ニュース

高エネルギー加速器研究機構 未払い賃金の支払い及び地位確認を求めて提訴

高エネルギー加速器機構で働く原告団6名は、平成24年11月27日、未払い賃金の支払い及び地位確認を求めて、大学共同利用機関法人・高エネルギー加速器研究機構（機構長・鈴木厚人）を、水戸地方裁判所・土浦支所に提訴しました。

平成24年2月29日、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下、特例法）」が成立しました。この法律自体、人事院制度を完全に否定するものであり、憲法違反と考えます。しかも、高エネルギー加速器研究機構（以下、機構）は国立大学法人法に基づく大学共同利用機関法人で、その職員の身分は公務員ではなく、職員の給与・待遇は労働基本法等に基づき、労使の協議により決定されるべきものです。ところが、平成24年3月8日に文部科学省より特例法と同等の給与の切り下げを求める「要請書」が機構にも送付されました。そもそも、一般労働法制に従う機構に対して、国が賃金の引き下げを前提とした労働条件の不利益変更を「要請」することは、憲法第28条で保障されている労働者の団体交渉権を実質的にそこなうものであり違法であると考えます。

平成24年3月以来、この問題に関して機構と機構職員組合（以下、組合）は、労使協議会や団体交渉を継続して行い、3月27日には、「運営費交付金の減額がない場合は臨時特例に関する分の賃金の引下げを行わないこと」を明記した覚書（労働協約）を交わしました。ところが、5月に入ってから、「要請」を理由に特例法の100%実施を主張する機構との間で、実質的な交渉が不可能な状態となり、機構は、交渉継続中の6月より労働協約を無視して給与の減額を強行しました。この給与引き下げは労働者の不利益の程度が極めて大きいということを、機構は自ら認めており、運営費交付金がまだ削減されていない時点での賃金引き下げは、合理的な根拠がないことは明らかです。また、多くの国立大学法人では、引き下げ幅を特例法より圧縮しているのに対して、機構はそのような経営努力をせず賃下げを強行しました。私たちは、このような経緯から平成24年6月以降の給与の一部は未払い状態であると考え、機構に対して、未払い給与の支払いと平成24年6月以前の地位の確認を求めて、提訴いたしました。

本件の提訴日である11月27日には、全国大学高専教職員組合（全大教）と福岡教育大学教職員組合も、それぞれ独立行政法人国立高等専門学校機構・国立大学法人福岡教育大学を相手取り、教職員の減額された賃金の差額についての支払いを求め、東京地裁・福岡地裁において提訴を行いました。原告は、高専機構 248名、福岡教育大 4名の教職員です。今後、来年3月をめどに、さらに7大学程度で提訴を行うべく、準備が行われています。

*第1回の口頭弁論が、平成25年1月28日（月）1時10分より、水戸地方裁判所・土浦支所において開かれます。できるだけ多くの方に傍聴をお願いします（傍聴に手続きは不要です）。